

島根県中小企業特別高圧電力緊急対策支援金交付要綱（第2期）

（通則）

第1条 島根県中小企業特別高圧電力緊急対策支援金（以下「支援金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 国が行う電力等の価格高騰対策に含まれていない特別高圧契約で電力を利用している県内の中小企業者を対象として、エネルギーコスト高騰に伴う負担軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

（1）中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者とする。

（2）前号に定めるもののうち、次のいずれかに該当するもの（以下「みなし大企業」という。）は中小企業者には該当しないものとする。ただし、みなし大企業のうち、令和5年9月末時点における直近及び2期前の決算の営業損益の合算額について、赤字が生じている企業（以下「特定みなし大企業」という。）を除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

（交付対象者）

第4条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）島根県内に事務所又は事業所を有し、小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている中小企業者。ただし、発電事業者を除く。

（2）小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている島根県内の商業施設等の施設内に店舗等を有する中小企業者。ただし、現金自動預入払出兼用機の設置など無人で業を営む場合を除く。

（交付額等）

第5条 支援金の交付額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 申請は各期間区分において特別高圧受電契約1契約につき1回（第4条第2号に定める者は各店舗等につき1回）とし、交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第7条 知事は、前条の規定による支援金交付申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、予算の範囲内において、支援金の交付を決定し、交付対象者に通知するものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、申請に係る事項を補正の上、交付決定をすることができる。
- 3 知事は、交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。
- 4 知事は、交付決定後に決定内容の変更をする必要が生じたときは、当該決定内容の変更をすることができる。
- 5 本条に定める交付決定通知は、額の確定通知を兼ねるものとする。

(支援金の交付)

第8条 知事は、前条の規定による支援金の交付決定及び額の確定を行った場合は、当該対象者（以下「交付決定者」という。）に支援金を交付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 交付決定者は、支援金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(関係書類の保管)

第10条 交付決定者は、支援金の交付申請に係る書類一式について、帳簿及び証拠書類を整備し、交付年度の翌年度から起算して5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、申請内容に虚偽又はその他不正行為があると認めるとときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消しすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて当該支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第12条 交付決定者は、前条の規定により、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 交付決定者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 3 知事は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第13条 知事は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付申請者に対して報告をさせ、県の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年1月26日から施行し、令和5年度及び令和6年度事業に適用する。

別表（第5条関係）

種別	期間区分	支援額	上限額
第4条 第1号 第2号 関係	令和5年10月分から12月分	1kWH当たり 1.8円を乗じた額	期間中の1契約当たりの上限額を2,000万円とする。 ただし、特定みなしだ企業については、期間中の1契約当たりの上限額を800万円、又は、令和5年9月末時点における直近及び2期前の決算の営業損益の合算額の赤字額から本支援事業で既に交付を受けた額を除いた額のいずれか小さい額とする。
	令和6年1月分から4月分		

ただし、電気料金に対する他の国又は県補助金等の交付を受けている場合は、上記支援額から該当補助金等の交付額を控除するものとする。